

3. 履修方法

(1)専修免コース

専修免コースで開設する授業科目から必修を含め30単位以上を修得しなければならない。

(2)一種免コース

一種免コースで開設する授業科目から必修を含め30単位以上を修得しなければならない。

なお、教育課程(p.3)の(*1)付記の科目から2科目4単位以上を履修すること。

聴覚障害者の領域を取得する場合は、上記のほかに(*2)付記の4科目8単位を履修すること。

※履修上の注意

単位の認定

単位は、授業科目の総合単位について認定し、授業科目の一部の単位を与えることはできない。

出席は、授業時間数の4/5以上であることが望ましく、2/3以下の場合には単位を認定できない。

履修登録

履修登録期間を過ぎてから登録・取消をすることはできません。

誤登録・登録漏れの無いう、十分に注意してください。

一種免コースは春学期に「特別支援学校実地研究」および「課題研究」の履修登録が必要です。

専修免コースは春学期に「特別研究」の履修登録が必要です。

4. 免許状の取得

(1)専修免コース

入学時に特別支援学校教諭一種免許状(「視覚障害者」のみ^{注1}を除く。)を既に取得している者は、専修免コースの所定の単位を修得し、課程を修了することにより、所有する一種免許状の教育領域の特別支援学校教諭専修免許状を取得することができる。

(2)一種免コース

入学時に特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の4領域^{注2})を取得していない者は、一種免コースの所定の単位を修得し、課程を修了することにより、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者の3領域)を取得することができる^{注3}。

また、聴覚障害者の領域についても必要な単位を修得することにより、追加取得することができる。

注1 (旧)盲学校教諭一種免許状のみを含む。

注2 (旧)聾学校教諭一種免許状及び(旧)養護学校教諭一種免許状所持者を含む。

注3 すでに特別支援学校教諭一種免許状を所持する者は、領域追加となる。